

社会福祉法人 福住山ゆりの里 役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は公務のため出役する社会福祉法人福住山ゆりの里 役員等に対して支給する報酬・旅費に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程で役員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員をいう。

(報酬の範囲)

第3条 役員の報酬については、別表に準拠して支給する。勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(旅費規程の準用)

第4条 (旅費の種類)(鉄道賃)(船賃)(車賃)(宿泊料)(食事料)については、山ゆりホーム旅費規程第2条から第7条の2までを準用する。

但し、同規程第5条から第7条の2に定める(別表1)の定額については、この規程の(別表1)の定額を支給する。

(日額旅費)

第5条 法人理事会、評議員会、評議員選定解任委員会及び監事監査に出席した場合、1回につき日額旅費として、(別表2)の費用を支給する。

(変更)

第6条

この規程の変更は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

付 則

この規程は平成5年3月27日から適用する。

平成17年12月17日 改定

平成29年1月1日 改定

(別表1)

(単位 円)

車 賃	日 当	宿泊料	食事料
バス料金による実費	1,500	10,000	1,500

(別表2)

(単位 円)

	日 当	旅 費	
		(市内居住役員)	(市外居住役員)
理事会・評議員会	5,000	0	5,000
評議員選任解任委員会	5,000	0	5,000
法人監事監査	5,000	0	5,000